

出資法人等調査特別委員会会議記録

出資法人等調査特別委員会委員長 郷右近 浩

1 日時

平成 30 年 1 月 11 日（木曜日）

午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 30 分閉会

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

郷右近浩委員長、田村勝則副委員長、高橋但馬委員、菅野ひろのり委員、
嵯峨耄朗委員、高橋孝眞委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、
千田美津子委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

古川担当書記、山口担当書記

6 説明のために出席した者

総務省自治財政局公営企業課 理事官 松田隆一氏

7 一般傍聴者

1 名

8 会議に付した事件

(1) 調査

「第三セクター等の現状と改革への取組」

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 明けましておめでとうございます。それでは、ただいまから出資法人等調査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、第三セクター等の現状と改革への取組について、調査を行いたいと思います。

本日は、講師として総務省自治財政局公営企業課理事官 松田隆一様をお招きいたしておりますので、御紹介いたします。

○松田隆一講師 ただいま御紹介にあずかりました総務省の松田でございます。本日はいろいろお世話になりますが、よろしく願いいたします。

○郷右近浩委員長 松田様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおり

でございます。

本日は、第三セクター等の現状と改革への取組と題しまして、第三セクター等の出資・経営等の状況や改革の状況について、お話いただくこととしております。

松田様におかれましては、御多忙のところ、この度の御講演をお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

これから講師のお話をいただくことといたしますが、後ほど松田様を交えての質疑・意見交換の時間を設けておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、松田様、よろしく願いいたします。

○松田隆一講師 それでは改めまして、総務省自治財政局公営企業課の松田と申します。本日はよろしく願いいたします。

お手元に私の略歴をお配りいただいているようでございますが、直接岩手とは余り縁がないのですけれども、若いころ、隣の秋田に勤務していたことがございまして、よく盛岡にも来ていた記憶があります。

それから、京都府庁にも勤めておりました。ちょうど東日本大震災のときに私は京都府に出向しておりました、震災支援の京都府の担当が福島県だったものですから、私自身は3月に2週間ほど福島県に出向いたしまして、避難所の支援ですとか、支援物資の整理などのお手伝いをさせていただいたことがあります。

また、直接担当しておりましたのが水道事業でした。京都府の府営水道ということで、岩手県にも企業局があると思いますが、水道事業の担当をしておりました、京都府は岩手県に行くように言われまして、当時岩手県の水沢をベースにしまして、陸前高田とか大船渡に給水車を派遣して、3月から6月まで地元の給水支援のお手伝いをさせていただいたことがございます。一日も早い復興をお祈りさせていただきます。

それでは、本日の本題に入らせていただきますが、第三セクター、いわゆる出資法人の現状と改革への取り組みについてお話をさせていただければと思います。

まず、前半に今の三セクの状況ということで、お手元に第三セクター等の出資・経営等の状況の概要という資料があると思いますが、私ども総務省が毎年調査を行っております概況で、第三セクターの現状につきまして前半お話させていただきまして、後半はパワーポイントを使わせていただきながら、第三セクターに対する改革にどのように総務省として取り組んできたのかというお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。では、恐縮でございますが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の配付資料、報道資料等があるかと思いますが、第三セクター等の出資・経営等の状況の概要という資料をご覧くださいければと思います。

総務省におきましては、第三セクター等の状況につきまして、古くから毎年調査をさせていただいております。毎年12月か1月ごろに前年度の決算の状況を発表させていただいているところですが、まことに申し訳ございませんが、今回最新のものが集計中であり、間に合っておりません。少し古い平成27年度決算、平成28年3月31日現在のものになり

ますが、こちらで説明をさせていただきます。

よく第三セクターと一口で言いますが、第三セクターとは何か定義があるのかとお尋ねをいただくことがございます。第三セクターは特に法律があって定義が決まっているということではございません。総務省では、地方公共団体が少しでも出資をしているものを対象に、従前からこのような調査をさせていただいております。また逆に、地方公共団体が100%出資しているものも結構ございます。いわゆる第三セクターのイメージからすると、官民共同で出資した法人ではないのかというお声もいただくことがありますが、やはり当然100%いった、出資の割合が高くなればなるほど、第三セクターの経営状況に問題があった場合に地方公共団体の財政状況に与える影響も大きいということで、私どもといたしましては従前から地方公共団体が出資している法人ということで調査対象とさせていただいております。

資料の上の囲みでございますが、この調査の対象は狭い意味での第三セクターでございます。地方公共団体が出資・出捐している一般社団法人、一般財団法人、公益社団・公益財団も含む法人、それから特例民法法人、これは数が少なくなっております。それから会社法法人、それから、地方三公社。地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社の三公社です。特別法に基づくこれら三公社も含めて、広い意味では第三セクター等ということで説明をさせていただいております。

それに関連して、これは少し別の世界になりますが、地方独立行政法人という概念も途中で入ってきました。こちらの状況につきましても、予備調査みたいなことになるのですが、調査をさせていただいているところでございます。

それで、その下の1でございます。まず、法人の数がどれくらいあるのかといったところでございます。平成28年度調査で、一番右端でございますが、第三セクター及び地方三公社を合わせまして7,410、地方独立行政法人が122、合計で7,532ということになっております。ちなみに、この中で岩手県内に存するものは201となっております。

以上が数でございますけれども、その下でございます。上の平成15年度からの推移ですが、年々減ってきているところですが、一方で新設の法人もございます。平成27年度中に新設された法人は39となっております。右下ですが、過去からの経緯をグラフ化しております。やはり新設の法人については、ここ数年は従前に比べますとかなり減ってきている状況でございます。

それでは2ページに参ります。出資の状況についてです。第三セクター等に対する地方公共団体等からの出資額は、4兆8,278億円であり、前年度に比べますと新設法人の影響等もございまして、1,426億円増加している状況でございます。

右の棒グラフを見ていただければと思います。当然民間からの出資もございますが、第三セクター等に対する地方公共団体の出資割合は、社団・財団では少し割合が高く、68.1%、会社法法人では大体半分弱の42.2%、それから地方の三公社と地方独立行政法人につきましては、制度上の話ですが、100%出資ということになっております。

出資の状況でございますが、社団・財団、会社法法人、地方三公社とありまして、地方三公社だけ、対前年に比べまして減少している状況でございます。ほかは若干増えている状況でございます。

その下ですが、役職員の状況でございます。第三セクター等の役職員は全体で30万6,655人ということで、前年度に比べまして1,346人増加している状況でございます。

この影響でございますが、下の内訳を見ていただければと思いますが、第三セクター、地方三公社全体ではやはり減っているのですが、一方で地方独立行政法人はどんどん増えていますので、この影響で全体として職員数が増えているということになります。

続きまして、3ページをご覧ください。ここからは経営状況等になります。冒頭に第三セクター、地方三公社、それから独立行政法人を含めて7,532あるという説明をさせていただきましたが、第三セクターと一口に申しまして、出資の状況の割合はいろいろでございます。地方公共団体の出資の割合が非常に低い、例えばこの7,532の中には、有名なディズニーランドを運営しておりますオリエンタルランドという会社がございますけれども、そこも地元が出資をしておりますので、少しでも出資している団体ということで本調査の対象にはなりますが、そういったものも含めて経営の状況を見るのはいかがなものかということで、地方公共団体の出資の割合がある程度高いものに区切って経営状況等进行分析させていただいています。そのため、7,532から減りまして、6,268法人を対象とさせていただきます。

その対象といたしましては、囲みの中にごございますように、地方公共団体等の出資の割合が25%以上のもの、それから2番目として25%未満ではありますが、地方公共団体から補助金や貸付金などの財政的支援を受けているもの、それから地方三公社、それから独立行政法人に絞らせていただきまして、ここからの対象は若干減りまして6,268法人となっております。

その下でございます。まず、経営の状況、経常損益の状況でございますが、全体では黒字の法人が64.5%、赤字の法人が35.5%となっております。黒字の割合は、前年度を比べますと若干上昇しております。

その内訳、表の中ですけれども、第三セクターは経営状況が悪いのではないかとよく言われるのですが、そのイメージのある会社法法人、実は黒字の法人割合がほかに比べて若干高く、76.2%が黒字となっております。逆に、地方三公社につきましては、赤字が目立っております、赤字の割合が43.5%と、ほかに比べますと高くなっている状況でございます。

それから、その下ですが、純資産または正味財産の状況でございます。資産超過の法人は96.2%ということでございますが、逆に言いますと債務超過の法人が3.8%あるという状況でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。これは、財政的支援の状況、地方公共団体からの財政支援の状況でございます。一番上の(1)のところでございますが、地方公共団体か

ら三セクに対する補助金の交付額は、5,632億円であり、前年度に比べ52億円の増となっております。その内訳でございますが、やはり社団法人・財団法人はその性格上、どうしても補助金の割合が63.8%と高くなっているところですが、交付額としては前年より減っている状況でございます。

それから、その下でございます。地方公共団体からの借入残高の状況でございます。借入残高の総額は4兆2,599億円であり、前年度に比べまして4,864億円減少しています。残高でございますが、やはり残高が大きいところが第三セクター全体でございます。その次に社団・財団が大きくなっていて、続きまして地方三公社という状況になっておりますが、前年度からは減っている状況でございます。

それから、一番下の(3)でございます。地方公共団体以外からの借入金の状況、それから損失補償・債務保証の状況でございます。地方公共団体以外からの借入金の状況は6兆6,176億9,200万円という状況になっております。

それから、右側、これは地方公共団体からの損失補償・債務保証の状況でございますけれども、全体で3兆5,328億円ということで、これらは年々減っていきまして、前年に比べますと2,092億円減少している状況でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。委託料収入の状況でございますが、地方公共団体からの委託料を受けて事業を実施している状況は、全体で9,881億円であり、前年度に比べまして若干増えている状況でございます。やはり性格上、社団法人・財団法人のウエートがかなり高い状況でございます。全体の額でも約6,200億円で、他に比べますと多い状況になっているところでございます。

その下でございます。情報公開とか経営の点検評価の状況でございます。情報公開の状況でございますが、全体で約8割の団体では既に取り組んでいるということでございます。ただ、ここの下に小さな注がありますが、情報公開請求に基づく情報公開とか、議会への報告とかというのは当然でございますので、そういったものは除いて、独自の取り組みを行っている状況でございます。市区町村になりますと若干低い状況でございます。

その下でございますが、条例・要綱等により情報公開が定められている法人の割合は、全体では49.9%と半分ほどとなっておりますが、年々増えている状況でございます。

最後、6ページをお願いいたします。経営の点検評価の状況でございます。特に委員会等を設置して、定期的に経営の点検評価を実施している法人、こういったところ、やはり4、5年に1度しかしていないというところもございますので、この調査ではおおむね1年に1回以上はやっているところというところで調査を絞らせていただいております。その状況でございますが、全体では23.8%です。都道府県では約半分、指定都市では4分の3ぐらいはやっておりますが、やはり市区町村の取り組みが遅れている状況でございます。全体としては23%ほどに留まっているところでございます。

その下でございます。統廃合の状況でございますが、平成28年度調査のところ廃止が74、統合が16、出資引揚が32ということで、122法人減少しています。冒頭で新設の団体

のお話もさせていただきましたが、法人減少のほうが大きいということで、全体として法人の数としては減ってきているところであります。

そのうち、法的整理を申し立てた法人が一番下でございますが、6法人となっているところでございます。

以上が第三セクター等の出資・経営等の状況の概要でございます。

それから、続きまして1枚物の資料をご覧ください。同じく報道資料として同じ時期に発表させていただいていますが、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況の概要となります。

実はこれが2回目の調査で、平成26年度決算から調査を始めさせていただいたところでございますが、全体の状況は先ほどの調査で把握しておりますが、そのうち、やはり財政的なリスクがあるのではないかといたところを特に抽出して調査を始めさせていただいたものでございます。

どういったものを対象にしているかと申しますと、一番上の囲みでございますように、第三セクター、それから地方三公社、7,410のうち地方公共団体が損失補償・債務保証でございますとか、長期、短期の貸し付けとか行っている法人につきまして対象とさせていただきます。

また、そういった法人につきましては、第三セクター等の経営が行き詰まったりした場合に、使用していたり貸し付けをしていたりしたものが返ってこないということが考えられますので、地方公共団体に対する財政的リスクがあるということで、調査対象とさせていただきます。

その下ですが、一番左の全体という表の中でございますが、その下にございます合計で7,410のうち調査しますと1,193ございました。ただ、損失補償や債務保証、貸し付けの額も大小ございます。これも少しでもあればということで調査しておりますので、必ずしもあるからすぐ問題だというわけではございませんので、その中でも特にちょっと問題ではないかというところで、右側の色塗り、黄色の色で塗ってあるところでございますが、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのカテゴリーに分けて、こういったところは要注意だろうというところで絞っているところでございます。

まず、Ⅰでございますが、当該地方公共団体の出資をしている地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の額の割合が、財政健全化法、その早期健全化基準に達している法人ということで、こういったものは万一第三セクター等の経営が行き詰まって、清算しなければならなくなったときに、地方公共団体の財政に与える影響があるということで、いきなり早期健全化基準になる可能性もありますので、抽出をしている部分でございます。こういったところが1,193のうち73となります。

それから、Ⅱは債務超過の法人です。ここは問題であろうということで、こういったものが125あります。

それから、経常赤字法人が410。それから、一番右の欄、Ⅳ、これは土地開発公社に限

ったものなのですが、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地、いわゆる塩漬けになっている土地ですが、そういった簿価総額が当該地方公共団体の財政規模の10%以上となっている土地開発公社ということで、そういう塩漬け土地を多く持っているところで絞らせていただきました。そういったところが62になっています。こういったところは、少し要注意ということで調査をさせていただいているところでございます。

本日はお配りしておりませんが、これの個別の1,193法人の一覧がありまして、個別の団体ごとに状況を見える化しております。ただし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの項目ございませけれども、複数該当している法人もありますので、四つの項目を足したものよりも少ない団体にはなります。こういったところが要注意ではないかということで、財政的リスクの一覧を公表させていただいて、見える化を推進しているところでございます。

裏面でございますが、これは初年度の評価、平成26年度との比較ございまして、全体といたしましては要注意のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの項目に該当している法人数というのは、いずれも減ってはきている状況でございますが、いまだにある程度の数はあるということで、こういった団体は今後も注意をさせていただきたいということで公表させていただいているところでございます。

以上が今の第三セクターの全国的な状況ということで説明をさせていただきました。

ここからはそういった第三セクターに対してどのような取り組みをしているかということをお手元の横判のパワーポイントの資料、A3版の資料、正面にも投影をさせていただいておりますが、こちらをもとに説明をさせていただければと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、ちょっと今説明した概況と重なる部分もございませけれども、第三セクター等の役割ということでございます。公共性と企業性をあわせ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っておりますが、一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるということで、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

全体の状況でございますが、先ほども申しましたように、法人数は約7,500、出資総額は7兆3,000億円ほどでございますが、うち地方公共団体が65%出資しておりまして、4兆8,000億円ほど、役職員数は約30万人、経常収益は約5兆9,000億円、それから資産総額は約27兆円ということになっております。

次のページでございます。これは、先ほど調査の内容では説明させていただきませんでしたが、第三セクターはいろいろなことをやっています。いろいろな法人がございませ。その業務分野から分析をさせていただきますが、多いものから言いますと、地域・都市開発が15.8%、1,193法人ということですよ。具体的にはやはり土地開発公社でございますが、土地区画整理協会とかステーションビルとか、そういったものを行っている法人。それから、2番目が農林水産で1,182法人、15.7%。ほぼ同じ数なのでございますが、ここは林業公社でございますとか、農林水産物の加工、販売をやっている法人などでございます。続い

て、1,121 法人で 14.9%の観光・レジャーの関係。こちらは、地域の観光協会や観光施設の管理運営をしている法人。それから、続きまして教育・文化の 1,075 法人で 14.3%。こちらの例を言いますと、育英奨学会等がございますが、体育協会、それから埋蔵文化財センター、それから市民会館等の文化施設の運営をしている法人ということがございます。次が商工で、地域の産業振興センターとかコンベンションビューローとか特産品の製造販売の法人などが 673 法人。続きまして運輸・道路が 6.1%、460 法人でございますが、地方道路公社ですとか、空港ターミナルビルの管理、それから鉄道、駐車場等の事業をやっている法人。続きまして、社会福祉・保健医療は 5.6%、420 法人。こちらはシルバー人材センターでございますとか、アイバンクとか腎バンク、それから病院の運営をしている法人などがございます。以下、生活衛生、住宅・都市サービス等となっています。

次のページでございます。第三セクター等の数の推移、これは先ほど言いましたが、年々減っている状況でございます。下のほうは、平成 20 年度と平成 27 年度との比較をしておりますが、その中でもやはり減少割合が多いのは地方三公社です。統廃合した例が多くなっておりまして、3割ほど減っているということになっています。

続いては、社団法人・財団法人で 18.3%の減となっております。一方、独立行政法人は新しいものがございますので、増えている状況でございます。

続きまして年次別設立数です。先ほども冒頭で説明させていただきましたが、こういった状況になっていまして、以前に比べると最近新たに設立されるものは低い水準となっているところでございます。最近の新規設立、こういったところかと申しますと、例えば道の駅。最近増えておりますが、そういったところの運営をする法人でございますとか、まちづくりの法人。まちづくりといいましても、昔のように大きな再開発ビルを建てて、それを運営したりするのではなく、最近では地域の商店街の振興のためとか、Uターン、Iターンの受け入れ相談とか、そういったソフト系の事業を行うまちづくり関係の法人の新設が目立っているところでございます。

続きまして経営状況です。これも先ほど説明しましたが、全体では 64.5%が黒字で、残りが赤字という状況でございます。ここは、先ほど見ていただきましたので省略させていただきます。

ここから、第三セクター等に対してどのような取り組みをしてきたのかということの説明させていただきたいと思っております。

まず、平成 21 年度から大きな取り組みをさせていただいております。やはりきっかけとなりましたのが夕張市の破綻です。地方公共団体財政健全化法という新たな法律もできました。そういったことで、第三セクター等に係る債務等が健全化指標等でも捕捉されるようになったことを踏まえて、第三セクターの抜本的改革に早期に取り組むという必要性が明確になったところでございます。

私ども総務省としまして、真ん中の囲みでございますけれども、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針というものを出示しまして、平成 21 年度から平成 25 年度までの間

に集中的に取り組んでいただくよう、そのための新たなパーツといたしまして、第三セクター等改革推進債、これは次のページで詳しく説明いたしますけれども、そういった起債も用意をさせていただきました。そういったものを活用しながら、第三セクターの存廃も含めて、抜本的改革への集中的かつ積極的な取り組みを要請したところでございます。

具体的にどのようなことをする内容だったのかは、その下の囲みにございます。主な要請内容といたしましては、三セク等が行う業務の意義、採算性、事業手法等について再度検討すること。それから抜本的改革にあたって、情報開示の徹底による責任の明確化でございませうか、議会への説明もするようになるなど。それから存続する第三セクター等につきましては、引き続き指導監督等に取り組んでいただきたいということを要請させていただいたところでございます。

それから、その下でございませうが、このときに合わせて、地方公営企業、上下水道とか病院などもあわせて抜本改革をするよう、別途、同時期に要請をさせていただいたところでございます。

次のページでございませうが、先ほど説明しました第三セクター等改革推進債というのをこのときに設けました。行き詰まった第三セクターでございませうか、このときは地方公営企業も対象とさせていただきますが、整理・再生を行う場合に一時的に地方公共団体が多額の負担をしなければいけない。確かに単年度に数十億円とか、数百億円の負担をするというのはどこも厳しいので、逆にそこが厳しいがゆえに行き詰まった三セクの整理になかなか手がつけられないというようなこともございました。第三セクターや地方公社、損失補償・債務保証や貸付金の整理に要する経費でございませうか、地方公営企業を整理する際の職員の退職金、施設の設備の原状回復等に要する経費について、地方債を特別に認めるということで法律改正をして第三セクター等改革推進債をつくりました。

地方債を起すことによりまして、返還が10年とかと分割になりますので、その負担であればできるのではないかとということで、特別な地方債をつくったところでございませう。そうすることによって、整理、再生にも取り組みやすくなるだろうということで、特別に設けさせていただいたところでございませう。充当率100%、償還は10年以内ということでした。

その結果、一番下の表にございませうように、平成28年度までの措置でしたが、公営企業で35件、地方三公社で140件、三セク等で39件の実績がございませう、全体で214件、発行額として1兆円の実績がございませう。

このように、抜本的改革を平成21年度から平成25年度までの間、今説明しました三セク債なども活用して、集中的に取り組んできた結果、始める前の平成20年度から平成25年度の終わった時点での進捗状況でございませうが、地方公共団体からの損失補償・債務保証は、その表の中にございませうように約半分ぐらまで減りました。それから、地方公共団体等からの借り入れは、全体では地方公共団体以外からの借り入れも含めまして35%の減、それから地方公共団体からの補助金も38.6%の減、経常赤字の法人が1割弱の減、債

務超過の法人は約3割の減というところで、一定の成果が出たところでございます。

次はもう少し見やすくしたものでございますが、平成21年から平成25年まで取り組んでいただきまして、その後の平成26、27年の状況も含めてグラフにしたものでございますが、先ほど言いましたように平成25年度まででもかなり減少し、その後の平成26、27年につきましても、損失補償・債務保証、それから借入金残高等が減ってきている状況でございます。

以上が平成21年から平成25年度までの取り組みでございますが、その後の平成26年度以降も一定の成果が出たので終わりということではなく、引き続き取り組む必要があるということで、新たな指針を私どもで出させていただきました。総務大臣通知と財政局長通知ということで、第三セクター等の経営健全化等に関する指針というものを平成26年に出させていただきました。これは現在も三セクへの助言の基本となっている指針でございます。

先ほども説明しましたように、平成21年度から取り組んだ成果は平成25年度で一旦終了ですけれども、平成26年度以降につきましても徹底した効率化と経営健全化をはじめとした適切な管理を行うことが必要でございます。財政的リスク等について、継続的に把握、評価するとともに、議会や住民に対する説明が引き続き必要です。それから、経営状況等を把握、評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要であると申し上げております。

この抜本的改革という言葉が何度も出てきているのですが、抜本的改革とは何かということですが、三セク等が行っている事業そのものの意義、必要性とか公益性とか、それから採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクターの存廃も含めて判断を行うことを抜本的改革と言わせていただいております。そういった抜本的改革、経営状況が悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要とさせていただいているところでございます。

それから、一番下の丸でございますが、その一方で、現在の人口減少、少子高齢化、社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間資金やノウハウの導入が三セク等では可能でございます。地方公共団体の区域を超えた活動もできますので、そういった長所を持つ第三セクター等も適切に活用し、効率化、経営健全化と地域の元気創造の両立を図ること、今まで三セクが地域に果たしてきた役割というものもございまして、そういったことも認識する必要があるのではないかとということで、経営健全化と活用の両方について取り組む必要があるという内容の通知となっております。

もう少し中身について説明させていただきますと、下の囲みでございますが、左側でございます地方公共団体の三セクへの関与ということで、地方公共団体の三セク等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要です。それから、経営悪化が判明した場合には速やかに経営健全化に取り組むべきです。三つ目でございますけれども、徹底した効率化、役職員数とか給与等の見直しとか、経営責任の明確化、人材確

保等に取り組むことが重要です。

それから、一番下でございますが、地方公共団体からの財政的支援は、負担することがやむを得ない経費についてのみを行うべきでございますし、将来に負担が生ずる可能性のある損失補償等は極力とるべきではないということを言っております。

それから、その下でございます。抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化ということでございますけれども、経営悪化や財政的リスクが高水準になっているということが認められる場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組んでいただきたいということを言っております。

それから、右でございます。先ほど三セクの状況を説明させていただきましたが、今でも新たに設立をするということもでございます。設立の際には、事業の意義、将来の見通し等について検討をきちんと行った上で、公・民の責任分担のあり方や存続する条件について、あらかじめ決定しておくべきです。それから、自律的な資金調達についても留意していただきたいというようなことを言っております。

その下ですが、第三セクター等の活用です。一方で経営状況がうまくいけば、地域のためにいろいろ活用もできますので、有効に活用もしていただきたいということでございます。地方公共団体の区域を超えた活動もできますし、民間企業の立地が期待できない地域における新たな事業の取り組みもできます。それから、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施ということも三セクの役割としてもございますので、そういったことについても留意しながら取り組んでいただきたい。

最後でございますが、都道府県や関係府省の支援が重要ですので、総務省が提供する先進事例等も参考として取り組んでいただきたいということが、平成26年度通知の指針の内容でございます。

次のページでございますが、先ほどこの指針の中で、財政的リスクはどうかを見る点について通知に合わせて示しているところでございます。左でございますが、財政的リスクをどのように注意していくのか、また、それをどのように算定していけばいいのかということでございますが、一番上の債権・出資金、三セクへの地方公共団体からの長期貸付金、出資金です。これは三セク等が破綻したような場合には入ってこなくなりますので、そういったものがどれぐらいあるのか。

それから、2番目でございます。1番はもう既に払っておりますので、返ってこないというリスクがあるのですが、そのときに新たに追加して出費が伴うものはないか。三セク等が破綻した場合に、その年に新たに負担が生じる可能性があるリスクということで、損失補償・債務保証している額、短期貸付金の額、こういったものを把握すべき。それから、自治体の標準財政規模に対してどれぐらいの割合か。

それから3番目でございますが、財源が手当てできない可能性がある財政的リスクということで、一方で三セク等に資産がある場合もあります。そういったものを売却してある程度回収できるものもございますし、地方公共団体が基金を持っています。そういったも

のから、そういう三セクに対して支援をすることもできますので、どれぐらいあるかということも見てみる必要があるということです。

4番目でございますが、将来的なリスクを見込んだ財政的リスクです。すぐに清算しないにせよ、将来的に赤字がどれぐらい出続けるのか、それから金利負担がどれぐらいあるのか、資産の価値がどれぐらい減るのか、そういったことも含めてリスクがあるのかないのかを算定してみるよう示したのが左側の囲みの別紙1で、先ほどの指針に添付しているものでございます。

それから、右側でございます別紙2でございますけれども、これは何度も出てきますけれども、抜本的改革はどのように検討していけばいいのかということを知りやすくチャートにしたものでございます。まず、事業そのものの意義があるのかないのかということ、それが無いのだとしたら、右にあって、次に採算性を見ていただいて、採算性があるのであれば完全民営化とか民間への売却ということを考えるべきではないか。採算性がないのであれば、事業性があるのかないのかによって、民営化とかの場合もあるし、事業性もないのであればもうやめてしまう、清算ということも検討する必要があるのではないかとということで示させていただいているところでございます。

最初に戻りまして、事業そのものの意義がそもそもまだある場合には、下にさせていただきまして、同じく採算性を見ていただいて、採算性もあるのであれば、この場合、今後民営化とか民間売却とかも考えられるということになります。もしくは経営努力を行いつつ、引き続き第三セクターで実施していくということも考えられるので検討してくださいとなります。

一方、採算性がないのだとしたら、事業手法をいろいろ再度検討する必要があるのではないかとということで、民営化とか民間売却、それから上下分離、それから債務調整を実施した上で三セク等が引き続き積極的な経営改革を実施していくのか、経営体制の変更や経営改革を行うことを前提に引き続きやるものか、場合によっては地方公共団体で、三セクではなくて、直営でやるというようなことも検討できるのではないかと。こういったことを検討すべきということを知りやすくチャートにしたものを、あわせてこの通知につけさせていただいているところでございます。

次でございます。これは、少し話が変わりまして、やはり三セクの中で土地開発公社の問題というのが大きくございまして、土地開発公社につきましては、別のセクションにはなるのですが、土地開発公社経営健全化対策という特別な制度を設けまして、計画を策定し、第3次土地開発公社の経営健全化対策について財政措置をしながらやっているところでございます。これは、現在のところ25の公社で平成29年度までということで、別途計画的な経営の健全化、土地開発公社の経営健全化に取り組んでいるところでございます。

続いて、先ほどの指針を出した以降の新たな取り組みということで、冒頭に説明をさせていただきました財政的リスクの状況調査を、通知後の平成26年決算から始めさせていただきまして、先ほど平成27年決算の状況を説明させていただいたところでございます。

別途一覧になっていると申しましたが、ここにあるような、例でございますけれども、こういった形で財政的リスクの規模などを一覧にして見える化をし、特に意識的に改革に取り組んでほしいということで公表させていただいているところでございます。

それから、もう一つが先進事例集、改革の事例集というのを初めてつくらせていただきまして、昨年の3月に報道させていただいたところでございます。やはり三セクの改革について、具体的に小さな団体になればなるほど、どうやればいいのかとか、いい例はないのかというお声をよく伺いましたので、先進事例集を作成させていただきました。

これは、各都道府県にお願いいたしまして、地元の三セクで改革に取り組んだ例とか、地域創生の観点から三セクを有効に活用している例とか、そういったものを集めさせていただいたものでございます。全体で111事例を掲載させていただいています。

三セクといいましても、冒頭申し上げましたようにいろいろな形態、いろいろな規模がございます。やっていることもさまざまでございますので、分厚い内容にはなってしまいましたが、多くの三セクで参考になるためにはいろいろな事例を集めなければならないということで、バランス感覚も図りながら、多くの事例を集めさせていただいたものでございます。

大きく三つの内容に分けておりまして、左にありますように、整理・再生等の抜本的改革を行った事例、場合によってはもう三セクを解散したという事例もあります。ここにあるのは栃木県の例ですが、いわゆる地方三公社です。これはやはり特別法に基づいて設置されていますので、組織そのものを一つにしてしまうことは無理なのですけれども、似たような業務をしている地方三公社の管理部門を統合して、別々にやるのではなくて、そういった管理部門を共通化することで経費の削減を行ったという例でございます。4年間で大体1億5,000万円ぐらいの経費削減になったという例でございます。

もう一つが真ん中でございます。これは、経営健全化が図られた事例ということで、三セクを引き続き三セクとしてやりながら、経営健全化を図ったという事例でございます。ここの例では、滋賀県長浜市の(株)黒壁という三セクを例として挙げさせていただいておりますが、ここは地元の古い建物等を生かしながら、いろいろ新たな地域特産物の開発でございますとか、観光の拠点となるようなものを展開して、多くの店舗、レストランとかガラス工房とかをやっていたのですが、不採算のところを再編し、人件費や仕入れの見直しもして経営の改善を図ったところでございまして、しばらく赤字が続いていましたが、持ち直したというような例でございます。

それから、右側でございます、これは地域の経営も順調にいきながら、地域創生の観点から三セクをうまく利用している例ということで、ここには福岡県の例を挙げさせていただいています。この例、福岡県の国際文化情報センターという、いわゆる文化的施設の管理、運営をしている会社でございますが、経費の削減も図りながら、地元のそういう文化の振興のためにいろいろな取り組みをやっているというものを挙げさせていただいております。

三セクの改革の取り組みの一助となるようにということで、初めて事例集というのをつくらせていただきました。こちらの事例集でございますが、今後も見直しをさせていただければということで、事例の追加などを今年度もやっていきたいと考えております。この内容につきましては、総務省のホームページで全て公開させていただいているのでご覧いただければと思います。

最後のシートでございますが、引き続きどういったことをやっていくのかということで、最後までまとめにもなりますが、先ほど言いましたように平成 21 年からいろいろ取り組んでまいりまして、一定の成果は出てきました。そして、新たに平成 28 年度以降、財政的リスクの状況について、毎年度調査し結果を公表することとしております。先ほど言いました事例集も作成しました。次の取り組みですが、先ほどはリスクの状況、調査、公表を始めました。そういったところにつきまして見てみますと、該当する団体がどうも固定化しているような感じが見受けられます。

一番下でございますが、1,193 法人が対象となって、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、先ほど説明しましたが、その項目に該当しているところが、しかも連続で該当しているところが大体 400 強ございます。どうも固定化しているような感じがございますので、そのようなところを対象に経営健全化のための方針を策定、公表するよう要請していくことを今検討しているところでございます。今月中には通知を出せるのではないかとということで準備をしていますが、新たな取組といったところで、やはりこういったリスクが高いと認められる法人、しかもある程度固定化してきますので、そのようなところに対しまして、経営健全化のための方針を策定、公表するよう、要請していくことを今予定しているところでございます。対象となる団体などについて今鋭意検討中でございますが、今月中にはお示しできるようにと準備をしているところでございます。

以上がパワーポイントでの説明でございますけれども、先ほど御説明させていただきましたとおり、平成 26 年度以降も新たな指針に基づきまして、地方公共団体が有する第三セクターについて、引き続き効率化、経営健全化に取り組むことを求めています。特に財政的にリスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあたっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを求めているところでございます。

一方、人口減少、それから少子高齢化、インフラの老朽化、国、地方を通じた厳しい財政状況をはじめとする現下の社会情勢等を踏まえますと、単独の地方公共団体がみずから直接に事務事業を執行する手法のみでは、地域住民が必要とする住民サービスの提供、それから施策の展開等が難しくなっているのも事実でございます。

そこで、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されるとともに、行政が担うべき分野全般についても、より効率的な業務の執行が求められておりますが、そういったものに対しまして、公共性と企業性を持つ第三セクター等については、これらの課題を克服していくための一つの有効な手

段ともなり得るのも事実でございます。このようなことも踏まえまして、地方公共団体においては、みずからが関係する第三セクター等について、効率化、経営の健全化等、地域の元気を創造するための活用等に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

これらの取り組みにつきましては、議会の議員の方々の取り組みは非常に重要な役割を果たすと思いますので、今回のこちらの岩手県議会のこのような取り組みに対しまして敬意を表するとともに、今後とも出資法人に対しまして御助言や御鞭撻をお願いしたいと思います。

以上、雑駁な説明となりましたが、私からの説明を終わらせていただきたいと思います。どうも長時間御清聴いただきましてありがとうございました。

○郷右近浩委員長 松田理事官、大変貴重なお話、どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見交換を行いたいと思います。ただいまお話いただきましたことに関し、質疑、御意見等がありましたら、委員皆様方のほうからよろしく願いたいします。

○菅野ひろのり委員 御説明ありがとうございました。二つほど御質問させていただきたいと思いますが、今回の成功事例の中にも、一部役員や管理部門の共通化、人件費の抑制という成功事例が書かれているのですが、今回御説明いただいた中で、72 法人減少し、そして役員は1,346 人増加という概要の御説明いただきました。この傾向と理由をどのように把握されているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

2 点目でございますが、やはり今回財政というところで、11 ページの資料で改革のフローチャートがありますが、事業そのものの意義を判断するということが最も難しいことだと思っています。その中で、総務省として、それを合理的に判断する手法があるのかどうか。この2 点を伺いたいと思います。

○松田隆一講師 まず、1 点目でございますが、役職員の状況についてですが、全体的に三セクの数は最初説明したように減っています。それは市町村合併の影響とかもございまず。減ってはいますが一方で職員数が増えているのはなぜかという、地方独立行政法人の状況も入っておりまして、やはり地方独立行政法人は最近増えておりますので、その職員の増というのがどうしても全体の数に影響しているのではないかと、役職員についても増えている状況にあるのではないかとということでございます。

逆に、いわゆる純粋な第三セクターとか三公社だけ見てみますと、先ほどお配りしました資料の2 ページにございますけれども、前年度に比較しますと減っています。逆に地方独立行政法人は増えているということで、やはり独法が入っている影響であると思います。

それから、2 番目の御質問でございます。事業そのものの意義というのを検討するに当たって、何か手法はあるのかということでございますけれども、先ほどはそこまで説明できなかったのですが、この指針の中でも外部有識者の意見を聞くということも一つの有効な手段ではないかということで、委員会を設置するとか、外部の有識者の意見を聞くなど、事業そのものの意義ということを検討することも手法の一つであると思います。

総務省としても何かバックアップするものはあるのかという話でございますが、直接的には余りないのですが、私どもは地方公営企業経営アドバイザー制度というものを持っていて、メインは上下水道とかの公営企業ですが、第三セクターも対象としておりますので、要請があれば専門家を派遣して、いろいろ事業の経営改善にあたっての取り組みについて助言をさせていただいているところでございますので、活用できるのではないかと考えております。

○嵯峨耆朗委員 第三セクター等を経営状況とか赤字とかさまざまな視点で見ますけれども、仮に赤字だとしても、どうしてもなければならぬ事業だとか、そういったものもあるような気がします。

○松田隆一講師 先ほど申しましたように、第三セクターと一口に言いますが、いろいろなことをやっています、様々な事業形態、法人形態がございます。もう一つ意識をしていただきたいのは、第三セクターは本来地域住民のために設立されたものでございますので、生活に密着した業務を行っているようなものもございます。そのため、赤字だからすぐにやめるというわけにはいかない事業もあるのではないかとと思いますが、しかし、やはり赤字がいつまでも続くという状況であれば、それはまた地方公共団体からの負担も増えることとなりますので、そのあたりは、このままの形態でいいのか、本当に第三セクターという形態が好ましいのか、場合によっては民間にやらせようとか、場合によっては自治体が引き取らざるを得ないということも考えなければなりません。しかし、売れるような民間がない地域もあると思いますので、どれが経営的、財政的に見ても負担が少なく、どれが一番好ましい経営体であるのかということ、今までやってきたからということで赤字を垂れ流ししながらやっていくということは一番悪いことでございますので、少しでもよくなるように、違う形態も含めて、見直しをしていただきたいところでございます。

○嵯峨耆朗委員 岩手県は、例えば公立病院、県立病院が全国で一番多いのです。採算が合わない場合でもどうしてもなければならぬ施設ということで、公営企業なのですけれども、そういったものも地方ではありますので、なければならぬけれども、民間ではどうやって採算が合わなくてだめだというものを、地方公共団体がやらざるを得なくてやっているという状況です。そうすると、赤字とか赤字ではないとかという概念ではなく捉えなければならぬものが地方では結構あるような気がします。今の説明のとおり、本当に必要かどうかは検証するのでしょうけれども、都会などの財政面が強いところとは違い、岩手県の周辺部だと大分捉え方も違うのではないかと思います、どう考えますか。

○松田隆一講師 お話にありました岩手県立病院についてですが、以前に病院関係、公営企業の業務をしておりまして、御承知のように、岩手県は自治体病院を全国的に見ても最大規模で事業を展開されているところでございます。

公営企業、自治体病院の場合、自治体から繰り出しをもらいながらやっていますが、民間病院からすれば、繰出金などなしに経営しているのに、自治体病院は何で経営できない

のかと言いますけれども、今委員がおっしゃったように、その地域にとっては、過疎地であったりとか、地域医療のために必要であったり、また、場合によっては盛岡市などの中心部であっても、救急医療とか高度医療などの不採算部門でも公益性という観点でやらなければいけないという場合があります。

そのような場合に対しては、やはり私どもからも繰り出しというものを認めているところでございます。公益性があるので、独立採算でやるというのは難しい場合があると思いますけれども、その中で効率的な経営も行いながら、どの程度の繰り出しで経営していくのかということ。それも特に決まりもなくやるのではなく、やはり経営改善には取り組んでいただいた上で、どうしても不採算になってしまう場合にどの程度繰り出しするのか。当然議会で御議論いただいて、いろいろ予算等の審議をさせていただいているところだと思いますが、議会の議論も踏まえながら、その地域にとってどこが妥当なラインなのかということも御議論いただきながらやっていくべきではないかと思えます。

一概に赤字だから要らないというものではないと思えます。公営企業も含めまして、三セクもそうですが、経営が悪いという状況に対してどれだけやるのか。場合によったら違うやり方もあるかもしれない。そのほうがコストも安く済むかもしれない。そういういろいろな選択肢も検討していただきながら、単純に今までやってきたからこれからはやるということではなく、もっとコストが安いやり方がないかということを御議論いただきながらやっていくということになるのではないかと考えます。

○城内よしひこ委員 大変ありがとうございました。私は、宮古というところの出身でありまして、三陸鉄道という赤字の路線を抱えている第三セクターがありまして、毎年地元の負担も、あるいは県の負担も多いわけではありますが、そういう状況でも廃止というのは難しい路線を持っているわけでもあります。そういった中で、今御説明いただいた内容について岩手県全体のデータも多分お持ちだろうと思って伺いますのですけれども、岩手県には要注意な団体というのはおおよそ何団体ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○松田隆一講師 今お配りしている1枚物の資料で、最初に財政的リスクの状況の概要ということで説明させていただきました。これは、全てを一覧で公表しているものでございますが、全国で1,193あるうち、岩手県内でこの調査の対象となるのが19団体ございました。そのうち、右の四つのカテゴリーについて、Ⅰに該当するのが1団体、それからⅡの債務超過法人が2団体、Ⅲの経常赤字法人が5団体、土地開発公社でこのⅣの要件に該当するところはありませんでした。以上がこのうち岩手県の状況でございます。

○城内よしひこ委員 そういった中で、先ほど御説明いただいた地方公営企業経営アドバイザー制度に多分該当するだろうし、所管する地方公共団体がこういうアドバイザー制度を通じて経営改善をしたいというというような手続をしている団体はあるでしょうか。

○松田隆一講師 岩手県内から要望があったかどうかは手持ちの資料がありませんが、先ほど言いましたアドバイザー制度を活用できます。毎年、年度初めに当該年度の募集をしますので、御要望があるようであれば要望していただければと思います。必ずしも全ての

御要望にすぐにお応えできるわけではありませんが、そういう制度を持っていますので、ぜひ制度を活用していただきながら、第三セクターの改善に努めていただければ幸いです。

○城内よしこ委員 先ほどお示しいただいた岩手県の 19 団体に対する総務省さんからの指導、要注意などについては、所属する公共団体にお示ししているかどうか、その辺を最後お伺いして終わります。

○松田隆一講師 要注意団体というのは、以前は出していなかったのですが、このように個別でわかるように公表するようにしました。地元の地方公共団体へも当然私どもから情報提供しておりますので承知しております。先ほど説明しました平成 26 年の通知に基づいて、第三セクターの改革に取り組んでいただいているところだと思います。

○高橋孝眞委員 5 ページについて聞きたいのですけれども、情報公開をしている法人の割合が 80.1% となっているわけですけれども、25% 以上出資をしている法人もありますが、どうして全法人に情報公開を求めないのかということについて教えていただきたいと思います。

○松田隆一講師 一つは、第三セクターであるので、やはり地方公共団体とは別法人というところもごさいます。民間の法人でございまして、自治体そのものとはまた違うものでございまして、そここのところがなかなか難しいところでもあります。しかし、地方公共団体が出資をしているわけでもございまして、当然、地方公共団体側から言えば、出資者としての知る権利といえますか、そういったものもございまして、委員御承知のように、ある程度の出資割合以上のものについては議会に対する報告とかが当然地方自治法で義務づけられておりますけれども、そうではない法人につきましても、地方公共団体が出資しているわけでもございまして、その出資者として情報を、経営状況等を知る権利もあるかと思っておりますので、その範囲内でやってもらいたいと思います。

情報公開は、特に市区町村レベルの小さなところになりますと遅れているのではないかと思います。先ほども言いましたが、この点につきましては、私どもから三セクに対する助言の基準となっておりますので、26 年指針の中でも議会に対する情報の公開ということは言っているところです。引き続き状況も調査もしながら進めていきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 情報公開の関係ですけれども、都道府県で情報公開を行っている法人数は、1,659 のうち 1,602 法人で 57 法人がやっていないということになるわけですけれども、このうち 1 法人は岩手県にあるのではないかと思います。

実は、その法人は県が 50% 以上の出資をしておりますし、地方公共団体として 90% 以上出資をしている団体であります。50% 以上出資をしているということになりますと、会社法上も当然連結の対象になりますので、そういう意味合いでは、当然情報公開をしなければならないと考えるわけですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○松田隆一講師 それだけの割合を出資しておりますので、やはり必要な経営状況等につ

いては示してもらわなければならないかと思ひます。

○高橋孝眞委員 やってもらわなければならないかと思ひますが、ただ、国からそこまでは求められていないという話になりますと、当然我々もそれ以上言えないわけですので、25 という数字と 50 という数字を分けて考えていただいて指針をつくっていただければいいのではないかと思ひていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、検討していただきたいと思ひますが、経常赤字が2期連続ということになりますと、同じような問題が出てくると思ひます。債務超過でなくても、2期連続赤字ということは、当然情報公開を徹底してやらなければいけませんというような内容でこれから考えていくよう、ぜひお願ひをしたいと思います。

○松田隆一講師 貴重な御意見ありがとうございます。

○飯澤匡委員 きょうは本当にありがとうございます。説明も大変広範にわたっていただきました。第三セクターというのは、御説明があったようにいろいろな形態があつて、いろいろなサービスの提供があるので、全体的な話の中で今の状況にあると思ひます。抜本的改革並びに改革推進のあり方ですが、これもただいま高橋孝眞委員が話したとおり、Aという会社があるのですが、その点について私も研究させていただいております。国としても赤字の垂れ流しはだめだというような趣旨で、地方公共団体に指針として表したものだと思ひます。

やはり第三セクターといへども、財務的な改革、特に経営陣の感覚が是正されない限り、なかなかこれは立ち行かない。今私たちが情報公開を求めている会社については、ある一方では第三セクターの顔を出して、そして追及が始まると、これは民間会社だから情報提供できないというようにのりくらりやるわけです。県に対しても質問すると、これは民間会社だという意味合いがあるから、他社とも競合する部分があるので、これは提供できない。ステークホルダーは県民であるはずなのに、そのように第三セクターという一つの形態を経営陣としてうまく使いながら、議会としての追及を避けている、のりくらりよけている。これは我々二元代表制の中で、あくまでも県が出資50%以上ということになりますと、やはり我々もその経営状況をしっかり把握する義務があると思ひて議会の中で活動しているわけですが、このままの状況だとなかなか立ち行かない。

先ほど高橋孝眞委員から話があったように、特に大きな問題は人事なのです。第三セクターの鉄道会社で、沿線の市町村長も取締役になっているわけですが、県の出資が50%以上ということになりますと、あくまで県から社長を、責任を持った経営陣がいくということになってしまっているのですが、どうせ県がやるから私たちは黙っているほかないのだろうというような空気が流れていて、これは本当に第三セクターとしては、その健全な経営という面では、そこにきちんと監視能力があるかどうかというのも、これも少し問題ではないかと思ひております。

あくまでステークホルダーは県民なので、その情報公開のあり方については、ある程度、2期または3期連続、財務状況が、経常収支が赤字ということになってしまえば、これは

やはり県民に対する説明責任ということにあたってくると思うので、その点はやはり国のほう、特に総務省のほうからしっかりとまた新たな指針なりをつくっていただきたい。そこが一番だめだと思うのです。最終的には三セクで、県が面倒見るからという考えが出てしまうと、黒字のうちは何でもやっていいのだというような短期的な視点に入った経営をしてしまって、結局はその社員がどうせこの人は2年、3年でいなくなるのだろうというような考えでやってしまうことが、いくら長期計画を立ててもうまくいかないと。そういうことに陥っているところがあるわけですし、これは抜本的改革の上に立った、いろんな形態があると思うのですけれども、ある一定の財務的な指標みたいなものをやっぱり私も必要だと思っておりますし、それから情報公開にしても、住民の公共性のためにつくっている第三セクターですから、それはもう少し情報公開をしっかりとやるような動きというのは必要かと思うのですが、再度同内容の質問でありますけれども、その件についてさらに見解があればお知らせいただきたいと思います。

○松田隆一講師 先ほどと同じなのですけれども、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。三セクということで、法人が別ということもありまして、当然出資者でございますので、一定の割合、当然出資者としていろいろな情報を知る権利もあるかと思うのですけれども、こういった状況もきょうお伺いし、貴重な御意見としてありましたので、そういったことも踏まえながら、今後の第三セクターへの助言のあり方等についての検討材料とさせていただきます。

○田村勝則委員 ありがとうございます。本当にいろいろなことをまた改めて勉強させていただきましたし、県民のために税金が有効に使われていくということを考えますと、我々はもう少ししっかりと勉強して積極的な、第三セクターが所期の目的を達成できるよう頑張っていかなければいけないと今改めて思ったところでございます。

つい最近、JR九州の本気になればできるのだということで、30年かけて大変な思いをしながら、今はすばらしい経営になったという本を読ませていただきました。私は紫波町という自治体の町議もしていたわけですが、総務省とすれば、折々に触れて通知とか通達とか出しておられますけれども、あれは非常に参考になります。ですから、国のこういう資料をもっと先進的な優良事例、残念ながら大変な事例というものを、具体的に人事の面等まで踏み込んで出していただくのが重要ではないかと考えております。こういう中身についても、いろいろな形態があるわけですが、我々はそのまで踏み込んでわからない状況もございますので、そういう点も国のほうではしっかりと情報収集していただきながら、我々にお示しをしていただく機会をつくっていただくように切にお願いしたいわけですが、今のところ総務省から見て優等生の事例があれば、一つだけお示しをいただければありがたいです。

○松田隆一講師 特に今、全国的にも優れた法人をお示しせよというお話でございましたけれども、なかなかすぐ出てくるものはございませんが、きょう御説明させていただきました先進事例集というのを昨年初めてつくらせていただきました。今後もそれで終わりで

はなくて、また新たな事例とか、初めてでございましたので、いろいろ至らぬ点もあったかとは思うのですけれども、今後ともそういう事例集などで対応させていただきながら、地方の取り組みにお役に立てるよう情報提供させていただきたいと思いますので、引き続き御指導のほどお願いできればと思います。

○**工藤大輔委員** それでは、お伺いさせていただきたいと思いますが、例えばより民間に近いような企業体の場合に、先ほど人事という話もあったわけですが、お金を余り稼いだことのない公務員の方が社長として会社の経営という観点で入っていく事例が第三セクターは非常に多いわけですが、全国的には民間の方を採用して進めている事例等も数多くありますけれども、採用された時点ではマスコミ等でもいろんな報道がありますし、すばらしい成果が出れば報道等も出るわけですが、全般的にそういった民間から採用した場合の経営実態、経営の変化というか、経営改善というのはどのように結びついているのか、それをどう評価をされているのかお伺いをしたいと思います。また、全く民間とも違うという観点の中で、経営上より民間に近いのに、第三セクターということもあって、同じような競争がしにくいケースや制約とかもあったりすると思いますが、そういった際に総務省とすれば、今後第三セクターの位置づけというか、どのような形で民間との競争、あるいは公共性のことを観点に、経営をしやすい環境をどのようにつくろうとしているのか、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。

○**松田隆一講師** まず、1点目でございますけれども、確かに社長を公募したといった事例があることは承知しておりますけれども、それとその後の経営実態をあわせて分析をしたことがございませんので、今後の研究課題を本日は貴重な御意見としていただいたと思っておりますので、今後そういった面もまた機会があれば見てみたいと思います。

2点目でございますが、確かに今おっしゃるように、やはり第三セクターということで、もうけさえ出ればいいのだということではなくて、公益性ということも意識しなければいけないと思います。民間との競合ということも、自治体が出資していることもあって、どうなのかということも確かにあると思います。また、それで経営が悪化しているようであれば、それも確かにどうかと思いますので、その辺のバランス感覚も見ながら、よりよい経営改善に努めていくべきではないかと思います。

いずれにせよ、2点、貴重な御意見をいただきましたので、また今後のいろいろ検討課題として勉強させていただければと思います。ありがとうございました。

○**郷右近浩委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

松田様からは、「第三セクター等の現状と改革への取組」について貴重なお話をいただくことができました。今回の件を機会に、また今後岩手県に対してはさらなる御指導等をよろしくお願ひいたしたいと思います。松田様、本日は本当にお忙しいところありがとうございました。

〔拍手〕

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、4月に予定されております当委員会の調査事項についてであります。御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。